

監査規程について

(趣旨)

本日、本委員会の所掌事務に、ガス事業法及び熱供給事業法に関する事務が追加され、委員会の名称が「電力・ガス取引監視等委員会」に変更された。

これに伴い、電気事業監査規程についても、所要の改正を行うとともに、併せて平成27年度に実施した監査の状況を踏まえた改正を行う。

また、ガス事業についても、監査の具体的項目や手続の細目を定めるための規程を定める必要がある。

主なポイント

1. 電気事業監査規程の改正（資料4-1、資料4-2）

電力取引監視等委員会の名称が「電力・ガス取引監視等委員会」に変更されることに伴い、電気事業監査規程を別添新旧対照表（資料4-1）のとおり改正する。

なお、平成27年度に実施した監査の状況を踏まえた改正を行うものとして、

- ①監査実施の通告時期の規定を削除（第9条）
- ②監査を受ける一般送配電事業者、送電事業者及びみなし小売事業者（以下、「被監査事業者」という。）以外に対しても必要に応じて情報収集を行う（第12条第3項）
- ③②の情報収集によって法令等に照らして問題がある事項又は電力の適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項があった場合は監査を行った場合と同様に被監査事業者以外の一般送配電事業者、送電事業者及びみなし小売電気事業者に対し、意見聴取及び事実確認を行う（第12条第4項）など、より効果的・効率的な監査となるよう措置する。

2. ガス事業監査規程の制定（資料4-3、資料4-4）

ガス事業法に基づく監査の具体的項目や手続の細目を定めるため、別添（資料4-3）のとおりガス事業監査規程を制定する。

なお、規定する手続きの内容は改正後の電気事業監査規程と同様。

3. 今後の予定

両規程に基づき、4月中を目途に監査時期、監査実施先、監査事項の具体的内容等を記載した平成28年度監査計画を定めるとともに、報告徴収の具体的項目を決める予定。